



重大な事故につながるおそれも！長期使用の石油ファンヒーター

- ・ 石油ファンヒーターは、長く使用しているうちに、熱や湿気、ほこりなどの影響で部品が劣化して発煙・発火し、場合によっては火災などの重大な事故につながる可能性があります。
- ・ 業界団体等では、石油ファンヒーターの点検・取替の目安を8年としていますが、たとえ年数が経っていなくても、機器に異常を感じたら、ただちに使用を中止してメーカーや販売店に点検・修理を依頼してください。
- ・ 石油ファンヒーターを含む「石油ストーブ」は、消費生活用製品安全法の特定製品として指定されており、国により安全基準が定められています。PSCマークがついている石油ファンヒーターは、カートリッジタンクのふたが改善され、また、給油時消火装置や不完全燃焼防止装置の設置が義務付けられるなど安全性が強化されています。
- ・ 安全のためには製品の買い替えも検討しましょう。

◎ 家庭用灯油、プロパンガス、ガソリン等の価格調査結果(消費税込み価格)

函館市市民部 くらし安心課調べ (電話 21-3189)		家庭用灯油	プロパンガス	軽油	A重油	ガソリン
		1ℓ ホームタンク	5m ³	1ℓ	1ℓ	1ℓ レギュラー現金
R6.10.11	平均	124.45	6,770.69	155.36	123.18	174.21
	最高	142.00	9,179.00	162.00	142.00	180.00
(単位:円)	最低	107.00	4,531.00	150.00	104.00	170.00
R6.11.12	平均	125.09	6,766.56	154.09	123.38	172.94
	最高	142.00	9,262.00	162.00	142.00	180.00
(単位:円)	最低	110.00	4,531.00	144.00	106.00	164.00



函館市消費生活センターのご案内

消費生活センターでは、消費生活に関する相談を受けております。
お気軽にご利用ください。なお、相談料は無料です。

＜相談時間＞ 平日 午前9時～午後4時

【12月の休所日】 土曜日・日曜日・祝日 年末年始12月29日～1月3日

＜所在地＞ 〒041-0806 函館市美原1丁目26番8号 函館市亀田支所1階

相談専用電話 0138-83-7441 FAX 0138-84-5524

消費生活に関する情報を函館市のHPでもお知らせしています。
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/kurashi/> をご覧ください。



発行 函館市消費生活センター

見守り 新鮮情報

事例1

自宅に**電話**があり、**海産物**の購入を勧められた。**断った**のだが、海産物が**送られて**きて、**代引き**で受け取った。強引に送られてきたものなので返金してほしい。

(90歳代)



事例2

海産物販売業者から突然**電話**があり、**海産物の勧誘**を受けた。断ったが「売れなくて**困っている**。損はさせない」と**しつこく**言われ、約2万円の商品を買うことを**承諾**してしまった。その後、どんなものが来るか心配になり、**断ろう**と何度も電話したが**連絡がつかない**。

(60歳代)

海産物の 電話勧誘トラブルに注意

ひとこと助言

断ったのに
送られてきたら
受取拒否



- 電話勧誘で海産物の購入をしつこく迫られた、断ったのに送られてきたなどの相談が寄せられています。少しでもおかしいと感じたらきっぱり断りましょう。
- ナンバーディスプレイ機能を利用し、知らない電話には出ない、あるいは常時留守番電話にしておくのも一法です。
- 断ったにも関わらず送り付けられた商品については、代金を支払う必要はありません。商品が届いてしまっても代金は支払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、受取拒否をしましょう。
- 電話勧誘販売の場合は特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフができます。困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。